

# 燕・弥彦地域公共交通計画策定業務委託 仕様書

## 1. 業務の目的

燕・弥彦地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は燕市と弥彦村で一体となって各種交通施策に取り組んでいる一方で、近年の人口減少・少子高齢化に伴う、公共交通全体の利用者減少、公共交通サービスの低下や運転手不足といった悪循環の中、新型コロナウイルスによる公共交通需要のさらなる低下によって、地域の持続可能な公共交通の運営は大きな課題となっている。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）が令和2年11月に改訂され、今までの「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」のほか、新たに「地域における輸送資源の総動員」を加えたことで、「メニューの充実」や「PDCAの強化」による、持続可能な旅客運送サービスの提供の確保を目的とした地域公共交通計画（マスタープラン）の策定が努力義務化された。

そういった背景を受け、交通会議では、令和6年度に計画期間を終える「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」の評価、令和5年度の燕・弥彦地域公共交通計画策定準備業務委託の結果を踏まえ、令和6年度に燕・弥彦地域公共交通計画を策定することとしている。

したがって、本業務は燕市及び弥彦村を対象とした、持続可能な公共交通網を整備するために必要な公共交通に対するニーズを把握・整理するとともに、地域の実情に応じた公共交通体系の構築や交通サービスの利便性向上を目指す『燕・弥彦地域公共交通計画』の策定を目的とする。

## 2. 業務名

燕・弥彦地域公共交通計画策定業務

## 3. 委託契約期間

本契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務対象区域

燕市全域（110.96k㎡）

弥彦村全域（25.17k㎡）

## 5. 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を参考としつつ、令和5年度業務の成果を踏まえて、下記の業務を行うことを基本とする。

### （1）業務計画の作成

本業務の実施にあたる計画策定フロー、スケジュール、実施体制等を検討し、業務計画書を作成する。

(2) 圏域住民の利用実態およびニーズ把握調査

以下2点の調査を実施する。調査方法および調査項目については提案事項とし、発注者と協議のうえ決定すること。

① 高齢者向け調査

燕地区・吉田地区・分水地区および弥彦村の4地区について、65歳以上の住民が居住する世帯を無作為に抽出し、配布数は1,500世帯、回収数は600世帯を想定する。

なお、配布・回収は郵送によるものとし、交通会議が郵送料を負担するが、配布・回収用の封筒については、受託者が作成するものとする。

② 利用者調査

利用実態を把握するため、市内路線バス、市営バス（コミュニティバス）、デマンド交通の利用者に対してアンケート調査をおこない、移動実態及び意向等を把握する。

なお、調査については、受託者がおこなうものとする。

(参考) 燕市内の公共交通手段（バス、デマンド）（令和6年4月時点）

市内路線バス	新潟交通観光バス(株) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白根桜町～月潟・新生町～燕駅前</li> <li>・ 白根桜町～茨曾根・新生町～燕駅前</li> <li>・ 新生町～関崎～燕駅前</li> <li>・ 燕高校前～燕駅前</li> <li>・ 大島病院前～井土巻～燕駅前</li> <li>・ 花園町～関崎～燕駅前</li> </ul> 越後交通(株) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長岡駅前～興野～分水駅前</li> <li>・ 東三条駅前～八王寺～燕駅前</li> <li>・ 東三条駅前～済生会・八王寺～燕駅前</li> <li>・ 東三条駅前～地場産・渡部～寺泊車庫前</li> <li>・ 燕駅前～水道町・八王寺～分水駅前</li> </ul> の計11路線
コミュニティバス	燕市循環バス「スワロー号」(3台) 弥彦・燕広域循環バス「やひこ号」(2台) 燕市コミュニティバス実証運行(1台) 弥彦村自動運転(弥彦村役場～北吉田ルート)(1台) 弥彦村自動運転(弥彦村役場～井田ルート)(1台) の5路線
デマンド交通	予約制乗合ワゴン車「おでかけきららん号」(運行車両6台)

(3) 地域公共交通の問題点・課題の抽出

公共交通の利用実態を踏まえ、まちづくりの方向性、地域や公共交通の現況、市村民ニーズ等から燕市および弥彦村における地域公共交通の問題点・課題を抽出する。

(4) 基本方針・目標の検討

問題点・課題及び上位計画等での地域公共交通の位置づけを踏まえ、燕市および弥彦村における地域公共交通のあるべき姿を検討し、基本方針として整理する。

また、基本方針の実現に向けた計画全体の目標および目標を達成するための評価指標・目標数値について検討する。

(5) 目標実現のための施策・事業の検討

基本方針の実現、目標達成に必要な施策・事業内容について、関係者間の協議・調整、協働による取り組みを前提に検討、設定する。

施策・事業内容は、事業スケジュール、取組主体と関係機関の明確化や費用対効果などを踏まえて、現在の地域公共交通網やサービス水準、運賃体系、新たな路線や移動手段等の導入、地域輸送資源の利活用、待ち環境の整備・改善、公共交通利用促進策、新技術活用等を検討するものとする。

(6) PDCA サイクルの検討

計画を着実に実行するため、計画の進捗状況の把握、評価方法、スケジュールおよび推進体制について検討する。

(7) 地域公共交通計画の計画案作成

地域公共交通活性化再生法（令和5年10月1日改正）に基づき「地域公共交通計画」への記載が定められている内容・事項を網羅し、地域および公共交通の現状ならびに課題と令和5年度および令和6年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえた「燕・弥彦地域公共交通計画(案)」を作成する。

(8) 打合わせ協議及び公共交通会議の運営支援

① 打ち合わせ協議

業務を円滑に進めるために、燕・弥彦地域公共交通会議事務局と十分に協議を行い、委託成果に反映する。協議は業務着手時、中間時、成果品納入時の3回を想定するが、必要に応じて適宜実施する。

② 公共交通会議の運営支援

計画策定のための公共交通会議等の開催（4回）に際して必要な資料作成、議事録作成等を行う。また、各種会議等へ出席し、運営支援を行う。その他、必要に応じて、国・県・市議会・

市民団体・庁内関係課等との協議・調整のための資料作成等の支援を行う。

#### ※著作権の帰属

本業務の受託者は、本業務により作成した成果の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を燕・弥彦地域公共交通会議に帰属するものとする。

### 6. 業務の成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 報告書（A4 版、ファイル綴じ）     | 1 部 |
| (2) 各種調査集計・分析結果及びその他関係書類 | 1 部 |
| (3) 電子媒体（CD-R または DVD-R） | 1 部 |

※電子媒体については、(1)～(3)をそれぞれワード、エクセルなどで作成したものと、PDF化したものを作成。

### 7. その他

- (1) 契約書、仕様書に定めのない事項は、燕・弥彦地域公共交通会議の事務局員と協議により定める。
- (2) 本業務により作成した成果の全ての著作権は燕・弥彦地域公共交通会議に帰属するものとする。